



地域包括通信

発行 高崎市医療介護連携相談センターたかまつ
〒370-0829 群馬県高崎市高松町5-28
高崎市総合保健センター3F
TEL: 027-329-6611 FAX: 027-329-6612

編集 中島 透・坂本道子・森田廣樹・乾 恵輔
(地域包括ケアシステム委員会)

CONTENT

- 支え合い・共に生きるために生活支援コーディネーターと連携を 目崎智恵子 ①
- あるひとりごと 長坂伊左男 ②
- 在宅医療Q&A 阿部 房江 ②
- おしえて、在宅療養の実際 有村 博 ③
- 「相談センターたかまつ」の活動報告 ④

支え合い・共に生きるために生活支援コーディネーターと連携を

高崎市 長寿社会課 委嘱 第1層生活支援コーディネーター 目崎 智恵子

高齢化・少子化が進むわが国では、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら自立生活を続けられるように「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供できるようにすることを目的に、地域包括ケアシステムの構築を目指し、今から10年前の介護保険第6期改正で、医療・介護・住まいに加え、もう一つの柱である、介護予防・生活支援の充実に向け、地域支援事業の中に生活支援体制整備事業が設置されました。

この事業は、市町村が中心となって、住民や多様な生活支援を担う方々と連携しながら、日常生活上の支援体制を充実・強化、及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としています。定期的な情報共有の場（協議体）を日常生活圏域ごとに設置し、支え合いを推進するためのコーディネート機能を持ち、住民が自分ごととして関わる地域づくりを行っています。協議体とは、市町村が中心となり、地域住民や多様な生活支援等のサービスの提供主体が参加し、定期的な情報共有及び連携強化の場として中核となるネットワークです。市全域を考える第1層協議体と日常生活圏域ごとに話し合いを行う第2層協議体で構成しています。高崎市の第1層協議体は、市全域での支え合いの仕組みづくりを行っています。第2層協議体は、概ね高齢者あんしんセンターの圏域ごとに26か所あり、毎月1回、地域の情報を共有し、困り事に対し住民のできることを考え、支え合いの仕組みづくりを検討しています。第2層協議体の話し合いでは、地域住民が自分の住む地域がこうなったらいいよねという思

いで話し合い、各々の得意分野を生かし、その実現に向けての取り組みをみんなで考えています。地域の困り事や、支えている資源を調べ、地域に必要な資源を生み出し、各活動のネットワーク作りも行っています。そして生活支援コーディネーターは、地域支え合い推進員ともいい、主に生活支援等の資源開発や多様な主体間のネットワーク構築の機能を果たす役割を担い、協議体と一体となって支え合いの仕組みを作るための調整役です。専門職や企業等とも連携し、生活支援・介護予防の仕組みづくりを行っています。在宅生活を支える医療・介護との連携及び認知症の方への支援の仕組み等とも連携し、高齢者を地域で支える体制を構築するための役割も担っておりますので、ぜひ生活支援コーディネーターと連携してください。

詳しい取り組みにつきましては、高崎市のHPをご覧ください。



(撮影者) 合志 裕一「日本一の芝桜『滝上公園』北海道門別」

慢性期病院の運営の傍ら、訪問診療や在宅看取りに携わる中で、家庭での患者さんの姿が病院での医療や介護にとって重要な視点を与えてくれることを実感しています。病院ではどうしても「治療が必要な患者」としての側面が強調されますが、ご自宅では家族に囲まれ、趣味や日常のリズムの中で生きる「その人らしさ」が際立ちます。

例えば、病院では食が細くなり「経管栄養を考えるべきか」と議論されていた方が、自宅に戻ると家族と食卓を囲み、ゆっくりながらも自ら食べ始めることがあります。環境や人との関わりが、医療の枠を超えた「生きる力」につながることを目の当たりにすると、病院での判断が本当にその人にとって最善なのか、立ち止まる機会になります。

在宅の現場を知ること、病院でのケアやリハビリテーションにより広い視点を持ち込めるのではないかと。在宅と病院の橋渡しをする立場として、その視点を大切にしたいと考えています。



在宅医療 Q&A 第27回

皆様こんにちは。今年度、この Q&A を担当させていただきます高崎市薬剤師会です。
1 年間、どうぞよろしくお願いいたします。
初回は「薬剤師の訪問はどのような事をするのか」についてお伝えします。



Q 薬剤師の訪問はどのような事をしてくれるのですか？

回答者 高崎市薬剤師会 そうごう薬局群馬町店 阿 部 房 江

A 端的に言いますと、薬局の業務をご自宅に場所を移して行います。しかし、ご自宅に訪問したからこそ、出来る事があるのです。認知機能や身体機能、生活状況を具体的に把握できる様になるので、ご自宅での薬物治療が一層、継続しやすくなります。

例えば、薬の管理が出来ていない方にお薬カレンダーを使う場合、配薬するだけでなく、設置場所の検討や服薬状況を確認する方法を提案します。その上で、薬がどの程度飲めているのか、それに対する薬効や副作用の状況はどうか、等々を薬剤師の視点でアセスメントして、医

師、ケアマネジャーと情報共有します。

薬局内では分からなかった、生活状況をより深く理解することで、患者様ご本人やご家族様との信頼関係が深まり、また多職種と関わることで、安心して薬物治療を続けられるようにサポートさせていただきます。



在宅医療について皆様からの質問を募集いたします

ご質問は、相談センターたかまつ (FAX : 027-329-6612) または、高崎市医師会 (FAX : 027-323-2551) へお寄せください。



日常の暮らしを支える福祉用具

一般社団法人日本福祉用具供給協会

群馬県ブロック

丸善株式会社

有村

博

福祉用具サービスの役割

福祉用具サービスは、療養者が可能な限り在宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は改善・状態の悪化の防止とともに、介護者の負担軽減を図る役割を担っています。社会課題でもある介護人材不足に対しても、これまで以上に福祉用具が補い貢献を果たせるように、サービスの質の向上を目指していく事も役割の一つです。

介護保険における福祉用具

利用については、常に適切な福祉用具が利用者に提供できるよう「貸与」が原則とされていますが、排泄や入浴に関する用具は、再利用することが難しく貸与になじまないため、「販売」の対象となっています。令和6年4月の法改正により、一部の福祉用具についての貸与と販売の選択制が、利用者負担を軽減し、適時・適切な利用、安全を確保する観点から導入されました。

福祉用具については、その特性と利用者の心身の状況等とが適応した選定が重要であることから、利用者の状態像やその変化、介護力、居住環境など、必要な支援内容を医師や専門職の意見を踏まえて多職種協働による検討を通じて提案を行います。

安全・安心した生活のために

介護保険での「貸与」サービスは、心身の状態変化や環境に合わせて交換ができ、必要がなくなれば返却できるメリットがあります。導入には多様なケースがありますが、生活の支えとなるよう準備します。

特に、急な状態変化にともなって福祉用具が必要になった場合は迅速な対応が必須です。より安全・安心して、ご利用していただくため、複数の用具の

提案や試用期間によって、実際の環境に合った福祉用具と一緒に選定していきます。導入後は、適正に利用されているか定期的または随時、用具の点検や身体状況などの確認を行い、今後の方針を検討していきます。見慣れない用具でも、「よかったよ」「良くなったよ」「助かりました」「ありがとう」などの言葉をいただき嬉しく思います。万事が上手く解決できればいいのですが、慣れた用具でも使用環境が変わると馴染まず時間を要す事もあります。

「車いすが重くて……」というケースだと、ご利用者が自走する際に重たくて動きづらい。ご家族が車に積み込んだりする際に重たい。軽さを求める所に違いがあります。関わる全ての方に喜んでいただき、少しでも多くの方の支えとなるよう、選定・提案できればと思っております。

日本福祉用具供給協会の取り組み 大災害時における地域連携

日本福祉用具供給協会の取り組みといたしまして、高崎市と当協会において、「災害時における福祉用具の供給協定」を平成30年8月27日に締結させていただいております。（自治体担当部署：総務部防災安全課）

関係各所と連絡調整を行い、会員企業により、現地の状況や災害時要援護者の状態に合わせて適切な福祉用具を設置します。



「相談センターたかまつ」の活動報告



第4回 みんながつながる救急カフェ

二次医療圏で関わる 高崎 (相談センターたかまつ) と 安中 (医療介護連携室あんなか) での 協働開催

テーマ

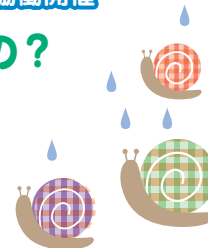
急変時の対応って、どこからどこまで、だれがするの？
～それぞれの職務のできる事、できない事を理解しよう～

日時 令和7年5月28日(水) 13:30～15:00 会場 安中市文化センター 3階 大会議室

講師 高崎市等広域消防局 中央消防署 救急3係 署長補佐 鈴木 寛宗 先生
社会福祉法人 安中市社会福祉協議会 係長 塩谷 早苗 先生

参加者 76名 (*講師含む: 医療介護専門職 51名、消防局 13名、オブザーバー 12名)

*オブザーバーとして、群馬県健康福祉部、安中保健福祉事務所、安中市高齢者支援課、かぶら在宅療養ネットワークセンター、高崎市等広域消防局救急課からご参加いただきました。多くの皆さんにご参加いただきありがとうございました。



講義内容



鈴木 寛宗 先生

- ①救急隊について
 - ・救急隊の使命と役割
 - ・救急隊員資格者の種類と役割
- ②急変時対応の実際について
 - ・情報収集と救命処置
 - ・MC(メディカルコントロール)医師との連携
 - ・救急車への同乗依頼の現状
- ③救急情報連絡シートの改定について

関わるケースの中で、救急車の同乗についてどう対応したら良いのか悩まれた経験のある方もいるのではないのでしょうか。今回は、「救急車の同乗」がもう一つの趣旨でもありました。それぞれの職務のできる事、出来ない事があり、それを救急隊員と多職種が共有する事で、よりスムーズな業務の遂行につながるのではないかと思います内容を企画しました。

急変時は、1秒でも早く安全に医療機関に搬送したいという思いは一緒。その為にそれぞれの立場で情報をどう収集し、医療機関に提供するのかが講師のお二人から職務の内容や役割などを含め具体的に分かりやすくお話をいただきました。

グループワークでは、「救急車の同乗」について、依頼の現状や同乗有無の場合の困りごとやリスク、利用者様や傷病者のためにどうしたらよいのかをディスカッションしました。どのグループも熱いトークが繰り広げられ大変盛り上がりしました。最後に全体共有し、オブザーバーの高崎市等広域消防局、群馬県からお言葉をいただき終了となりました。



塩谷 早苗 先生

- ケアマネって？
～救急搬送・居宅ケアマネは何ができるのか～
- ①ケアマネってどこにいる？
- ②居宅ケアマネジャーって何をしている？
- ③ケアマネジャーの保有資格
- ④利用者が救急要請したら？
- ⑤居宅介護支援事業所におけるケアマネジャーの業務について
- ⑥事例 ⑦なぜ同乗できないのか ⑧今後の課題

アンケート内容を一部ご紹介いたします

- 本研修会はとても有意義なものであると思う。今後は病院(2次病院)の事務員やナースなども参加してもらえるとさらに互いの理解が深まると思います(消防局)。
- 以前はケアマネが同乗する事が当たり前の感覚があったが、病院への情報提供が速やかに出来れば良いのではないかと(居宅介護支援事業所)。
- 立場立場で出来ることや、したくても出来ない事があり難しいと思います。ご利用者様(高齢の方)とご家族様が普段からもしもの時の話をしておくなど、その話をケアマネ様へ伝えておくことが大切だと思いました(住宅型有料老人ホーム)。



講義の様子



グループワークの様子



グループワークの様子



全体共有の様子



外は雨。草木がより鮮やかに映り、したたる雫が美しく立ち止まる。

雨の日の憂鬱が、少しだけ足取り軽く一日をスタート。

カラッと過ごしやすい日を待ち遠しく思う。

相談センターたかまつ

